

# 国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所教員選考 規程

〔平成 9年 4月 1日〕  
制 定

改正 平成12年 5月17日 平成13年 6月14日  
平成14年 5月16日 平成16年10月14日規則第211号  
平成19年 3月 8日規則第13号  
平成27年 3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程第5条2項及び第13条第2項の規定に基づき、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）の教員の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 研究所の専任の教員は、人格・見識、研究教育の能力及び業績、学会並びに社会における活動等を総合的に審査し、次の基準の一に該当する者のうちから選考する。

2 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、研究教育上の能力があると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において教授の経歴のある者

(5) 大学において准教授又は助教授の経歴があり、研究教育上の業績があると認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、研究教育上の能力があると認められる者とする。

(1) 前項に規定する教授となることのできる者

(2) 大学において准教授又は助教授若しくは専任の講師の経歴のある者

(3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者

(4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

4 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 第2項又は前項に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、研究教育上の能力があると認められる者

5 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、研究教育上の能力があると認められる者とする。

(1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(教員人事の方針)

第3条 教員人事の方針については、企画運営委員会が原案を作成しアジア・アフリカ言語文化研究所教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、所長が学長に上申するものとする。

（人事選考委員会の任務）

第4条 教授会は、学長が前条の教員人事の方針を承認した後、速やかに人事選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 教授新規採用応募者および教授昇任候補者の資格審査と准教授・助教新規採用応募者の資格審査はそれぞれ別の委員会が行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の審査に当たり、他の教員に意見を聴くことができる。

4 教授会は、委員会が採用候補者として適任者を選定したとき、並びに昇任候補者として適正であると判定したとき、その採用及び昇任の可否を審議し、採用候補者並びに昇任候補者を決定したときは学長に上申する。

5 委員会は、教授会において採用候補者の採用可否及び昇任候補者の昇任可否が決定した後、解散するものとする。

（委員会の構成及び運営）

第5条 委員会は、教授会において互選された者6名をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。ただし、委員長は、教授をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

5 委員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（教授昇任選考を行う委員会の構成）

第6条 前条第1項で組織する委員会のうち、教授新規採用応募者および教授昇任候補者の資格審査を行う委員会の構成は、教授をもって組織する。

（庶務）

第7条 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

（細目）

第8条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関して必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

（規程の改正）

第9条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教官の選考に関する規程（昭和39年5月27日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。